

土木部管理課手引き

文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱
(第11条[マニュアル第11条(2)]～第15条関係)

「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」の適用範囲、手続の流れ、申請書の様式等については、下記にお問い合わせください。

【18階 都市計画部 住環境課 調整担当 (TEL 03-5803-1237)】

この手引きは、「土木部管理課」が所管する項目に対応しています。

項目等により担当者が異なりますので、ご不明な点等は、手引きに記載されている各担当に直接お問い合わせください。来庁の場合は、事前の予約をお願いします。

「土木部管理課手引き」と関連資料は、文京区ホームページからダウンロードできます。

ホーム > 防災・まちづくり・環境 > 土地・建物 > -文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱- に関する土木部管理課の手引き

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/tochi/tebiki.html>

(令和4年4月1日改正)

目 次

1	自転車等駐車施設（マニュアル第 11 条(2)）	1
2	区道（第 12 条）	3
2-1	区道との土地境界の確定（第 1 項）	3
2-2	境界標の保全（第 2 項）	3
2-3	区道上の工事との調整（第 3 項）	3
2-4	区道に関する工事（第 4 項）	3
2-5	構造物の境界合わせ（第 5 項）	4
2-6	区道上の占用（第 6 項）	4
2-7	区道の保全（第 7 項）	4
2-8	公共基準点の保全（第 8 項）	4
3	私道（第 13 条）	6
3-1	私道の整備内容（第 1 項）	6
3-2	保安灯の移設・撤去（第 2 項）	6
4	雨水流出抑制施設（第 14 条）	7
4-1	はじめに	7
4-2	基本的な考え方	8
4-3	対策量	8
5	雨水等の敷地内処理（第 15 条）	9
6	提出書類	10
7	変更	12
8	検査	13
8-1	対象	13
8-2	検査資料の事前提出	13
8-3	予約	13
8-4	検査当日の準備	14
8-5	雨天の場合	15

第 11 条関係

1 自転車等駐車施設（マニュアル第 11 条(2)）

宅地開発事業は協議不要です。（自主的な対応をお願いします。）

（担当）管理課 交通安全係 TEL 03-5803-1244

(1) 附置義務台数

共同住宅	住戸総数以上。うち、住戸総数の 10%以上（1 未満は切上げ）は、自動二輪車又は原動機付自転車用。
物品販売業、銀行、遊技場	直接営業に供する面積が 200 m ² を超える面積（10 未満は切上げ）10 m ² につき自転車 1 台
その他	施設用途、来客者、従業員数等を踏まえ、想定される必要台数

(2) 推奨寸法（平置きの場合）

自転車	縦 190 cm、横 60 cm
自動二輪車、原動機付自転車	縦 200 cm、横 80 cm

(3) 注意事項

- ① 物品販売業、銀行、遊技場の場合は、来客が利用しやすい位置に設置してください。
- ② 白線、掲示板等により、駐車施設であることを明示してください。
- ③ 家族向け住戸の 1 世帯あたりの自転車保有数は複数台になることがあるので、配慮をお願いします。建築物周辺の路上駐輪は、通行者等の迷惑となりますので、道路管理者等による指導・警告・撤去の対象となります。
- ④ その他の用途の建築物については、必要台数の考え方を記載してください。

(4) 変更

- ① 駐車場の位置を変更する場合は、修正図面を 1 部提出してください。
- ② 駐車台数が増加する場合は、修正図面を 1 部提出してください。
- ③ 駐車台数が減少する場合は、都市計画部住環境課に変更届（協力事項の変更）の提出が必要です。ただし、附置義務台数より減らすことはできません。

(5) 検査

- ① ラック・白線の設置等、必要な作業は検査前に完了してください。未完成の部分がある場合は、後日、再検査となります。
- ② 検査の結果、支障がある（車両に対して明らかに狭い、車両の出し入れができない、傾斜・段差などで安全に駐車できない等）と判断した場合は、改善後、再検査となります。

(6) その他

区では、自転車シェアリング事業を実施しており、サイクルポート（専用自転車の貸出・返却を行う無人駐輪場）の拡充に努めております。サイクルポートの設置にご協力いただける場合はご相談ください。

なお、設置に当たっては、長さ4m×奥行2m以上（自転車ラック5台分程度）、道路から直接乗り入れ可能、24時間開放されていることが要件となります。

※サイクルポートの設置台数は駐輪場の設置台数には計上されませんので、ご容赦ください。

自動車駐車施設（マニュアル第11条(1)）は、下記にお問合せください。

【18階 都市計画部 建築指導課 審査担当（TEL 03-5803-1263）】

第 12 条関係

2 区道 (第 12 条)

敷地が区道に接しない場合は協議不要です。

2-1 区道との土地境界の確定 (第 1 項)

(担当) 管理課 土木用地調整係 TEL 03-5803-1246

- (1) 窓口にお越しの上、確定状況を確認してください。
- (2) 未確定の場合は、今後の境界トラブル等を防止する上でも、この機会を促え、できる限り確定するよう努めてください。
- (3) 確定している場合でも、確定年が古い場合境界の復元が困難であったり、現況の区道と敷地の境が異なっていたりすることがあります。境界が曖昧な場合は、担当にお問い合わせの上、できる限り復元するよう努めてください。

2-2 境界標の保全 (第 2 項)

(担当) 管理課 土木用地調整係 TEL 03-5803-1246

区の境界杭及び金属標を一時撤去する必要がある場合は、一時撤去する 2 週間前までに担当に連絡してください。担当の指示に従って事務手続き等を行った上で撤去及び復旧してください。

2-3 区道上の工事との調整 (第 3 項)

(担当) 管理課 道路占用係 TEL 03-5803-1242

- (1) 敷地付近の区道上で道路工事などがあるか確認してください。
- (2) 工期の重なる工事がある場合は、工事期間・内容等について、工事着手前に関係機関と十分調整してください。

2-4 区道に関する工事 (第 4 項)

(担当) 管理課 道路監察係 TEL 03-5803-1245

- (1) 駐車場位置の変更及び新設等の車両乗入れ部は、道路を補強 (L 形側溝補強改修・歩道切下げ改修等) してください。また、不要となる既存の L 形側溝補強及び歩道切下げ等は元に戻してください。

- (2) 道路を補強（L形側溝補強改修・歩道切下げ改修等）する際、支障となる防護柵及び植樹帯は撤去もしくは移設してください。また、既存の歩道切下げ等を元に戻す際は、区担当の指示により防護柵を新たに設置してください。
- (3) 工事車両の乗入れによる区道の損傷が多くなっています。事前に乗入れ部を補強（L形側溝補強改修・歩道切下げ改修等）してから工事を行ってください。また、区道を損傷・汚損しないよう、敷地内の養生等にも十分配慮してください。万一、損傷・汚損した場合は、速やかに担当に連絡し、指示に従ってください。
- (4) 道路の自費工事を行うときは、道路管理者の承認が必要となります。（道路法第24条）

2-5 構造物の境界合わせ（第5項）

（担当）管理課 土木用地調整係 TEL 03-5803-1246

（担当）管理課 道路監察係 TEL 03-5803-1245

L形側溝や境石などが土地境界もしくは道路管理区域と一致していない場合は、区道の構造物を合わせて施工してください。

2-6 区道上の占用（第6項）

（担当）管理課 道路占用係 TEL 03-5803-1242

道路上にはみ出して足場や仮囲い等の工事用施設を設置するときは、道路管理者の許可が必要となります。また、設置するにあたっては占用料金がかかります。（道路法第32条）

2-7 区道の保全（第7項）

（担当）管理課 道路監察係 TEL 03-5803-1245

建築工事等により、沿道区域を掘削するときは、「沿道掘削届」を提出してください。

（道路法第44条）

2-8 公共基準点の保全（第8項）

（担当）管理課 土木用地調整係 TEL 03-5803-1246

文京区で管理する公共基準点で、測量法に基づき一般的に公共基準点と呼ばれる「公共基準点」及び「街区基準点」と「国土調査法に基づく区の地籍調査事業により設置した地籍図根点」を一時撤去する必要がある場合は、担当に申請を行い、承認後に施工してください。（測量法第22条、24条、39条）（国土調査法第30条、31条）

詳しくは、文京区ホームページ（すばやく検索メニュー＞事業者の方へ＞道路）をご覧ください。

第 13 条関係

3 私道（第 13 条）

敷地が私道に接しない、私道を新設・廃止しない場合は協議不要です。

3-1 私道の整備内容（第 1 項）

（担当）道路課 整備工事係 TEL 03-5803-1249

- (1) 「文京区私道補修工事助成要綱」及び「文京区私道下水施設工事助成要綱」の対象となる私道を工事する場合（位置指定道路の新設及び 2 項道路の拡幅を含む）は、道路課整備工事係と協議してください。
- (2) 私道を工事する際は、次のとおりお願いします。
 - ① 私道及び下水施設の関係権利者に、事前に了解を得てください。
 - ② 私道の下水施設は、「東京都排水設備要綱（東京都下水道局）」によって整備してください。
 - ③ 舗装及び側溝等は、道路課整備工事係からお渡しする構造図により整備してください。構造図以外の舗装等を行った場合は、将来区の助成制度が利用できない場合があります。
- (3) 事業に起因する損傷部分は、原状に復旧してください。

3-2 保安灯の移設・撤去（第 2 項）

（担当）道路課 維持係 TEL 03-5803-1250

- (1) 私道内の道路照明（保安灯）には、区が管理しているものがあります。
- (2) 区が管理する保安灯を移設・撤去する必要がある場合は、事前に道路課維持係へご相談ください。工事に着手する前に、申請書の提出が必要です。
- (3) 申請にあたっては、保安灯を移設・撤去する土地の所有者及びその私道に面している方の承諾が必要となります。

4 雨水流出抑制施設（第 14 条）

宅地開発事業は協議不要です。（自主的な対応をお願いします。）

（担当）管理課 土木用地調整係 TEL 03-5803-1246

4-1 はじめに

- (1) 文京区では、浸透ます等の設置に対する助成制度はありません。
- (2) 要綱が適用される中高層建築物等建設事業は、全て雨水流出抑制対策が必要となります。
（要綱が適用されない場合は、協議不要ですが、自主的な対応をお願いします。）
- (3) 雨水流出抑制施設の設置は、以下に基づいています。
 - ① 「**東京都豪雨対策基本方針(改定)**」（平成 26 年 6 月、東京都）
 - ② 「**神田川流域豪雨対策計画**」（平成 30 年 3 月、東京都総合治水対策協議会）
- (4) 雨水流出抑制施設の設置量の基準となる単位対策量は、流域対策で 5 mm/hr 降雨相当の流出抑制（河川・下水道整備による 50 mm/hr と合わせて 55 mm/hr 相当の降雨に対応）を当面の目標として設定しています。詳しくは、「東京都総合治水対策協議会」のホームページ（<http://www.tokyo-sougou-chisui.jp/>）をご覧ください。
- (5) 以下の内容は、原則として、次の指針に基づいています。
 - ① 「**東京都雨水貯留・浸透施設技術指針**」及び「**東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（資料編）**」（平成 21 年 2 月、東京都総合治水対策協議会）
 - ② 「**公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針**」（平成 28 年 3 月、東京都都市整備局）これらの指針は、「東京都総合治水対策協議会」のホームページ（(2)参照）からダウンロードできます。
- (6) 次の資料も参考にしています。

「**増補改訂 雨水浸透施設技術指針[案]調査・計画編**」（平成 18 年 9 月）
「**増補改訂 雨水浸透施設技術指針[案]構造・施工・維持管理編**」（平成 19 年 7 月）
（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）
- (7) 雨水流出抑制施設が適切に機能を発揮できるよう、実際に施工する方と、着手前に協議内容を確認させていただきます。施工者が決定した場合は、改めてご連絡のうえで、再協議してください。

4-2 基本的な考え方

- (1) 浸透、貯留どちらでも、組合せでも結構です。浸透施設のオーバーフローを貯留施設に流入させる組合せが、最も効果的です。**【浸透施設でベースカット後、貯留施設でピークカット】**
- (2) 原則として、敷地内の雨水を 100%浸透又は貯留してください。
- (3) 1 時間当りの浸透量と貯留量の合計値が、下記の「対策量」以上になるように計画してください。今後、対策量の増加変更の可能性も考えられます。余裕を持たせた対策量となるようにご計画ください。
- (4) 緑地、透水性舗装、砂利敷は、雨水流出抑制施設に含めることができます。これらをできる限り多く計画し、「対策量」の不足分について、他の浸透施設、貯留施設を計画してください。
- (5) 計画に当たっては、「雨水浸透・貯留施設資料」に従ってください。
【文京区ホームページからダウンロードできます。】

4-3 対策量

『**神田川流域豪雨対策計画**(平成30年3月) **6-3-2 2) 流域における単位対策量**』に基づき、文京区内は、隅田川流域を含めて、全域で次のとおりとします。今後、対策量の増加変更の可能性も考えられます。余裕を持たせた対策量となるようにご計画ください。

対象施設【文京区全域】	対策量 (m ³)
公共施設、敷地面積 500 m ² 以上の民間施設	敷地面積 (m ²) × 0.06 (m ³ /m ²)
敷地面積 500 m ² 未満の民間施設	敷地面積 (m ²) × 0.03 (m ³ /m ²)

- (1) 増改築等、敷地内の部分的な事業で、敷地全体の対策量以上の施設を設置できない場合はご相談ください。
- (2) 敷地の一部が都市計画道路等の区域に重なる場合でも、対策量は敷地全体の面積で計算してください。

第 15 条関係

5 雨水等の敷地内処理（第 15 条）

宅地開発事業は協議不要です。（自主的な対応をお願いします。）

（担当）管理課 土木用地調整係 TEL 03-5803-1246

- (1) 雨水等（洗車水等の生活排水を含む）は、道路表面へ直接排水しないでください。
- (2) 適切に集水ます・側溝等を配置し、原則として、敷地内の雨水等は 100%集水し、下水へ排水してください。
- (3) 道路より敷地内が高い出入口等には、原則として、道路に沿って側溝を設置してください。
- (4) 透水性舗装・緑地等の浸透面でも対策は必要です。強雨や目詰まり等で浸透できずに溢れた雨水等のために、浸透しないと仮定して排水計画を検討してください。
- (5) 道路に沿う緑地は、強雨で浸透できずに緑地から溢れる雨水等を、次の方法等により敷地内で集水し、原則として、緑地から道路へ越水しないようにしてください。
 - ① 縁の一部を低くする、水抜き孔を設置する等により敷地内へ溢れさせ、集水ます・側溝で集水する。
 - ② 道路境の縁を高くして、隣接する側溝で集水する。
 - ③ 緑地内の中継ます（浸透ますを除く）の蓋を格子状にして、集水ますにする。
 - ④ 緑地内に排水管を立ち上げ、目皿を設置する。

※ 止むを得ず、①～④の対策が講じられない場合は、道路側の縁より土を 5 cm以上低く仕上げる等、道路面への土の流出や越水を防ぐ対策をしてください。
- (6) 雨水排水系統図に、緑地からの越水方向・敷地表面の水が流れる方向を矢印（原則着色）で表記し、各集水ます・側溝の集水範囲を色分けや線で示してください。

（「雨水浸透・貯留施設資料」P22 書類作成例参照）

共通項目

6 提出書類

- (1) 以下の該当する書類を他の協議先の書類と合わせて、都市計画部住環境課に提出してください。（住環境課から土木部管理課へ送付されます。）
- (2) 内容の各要素は、原則として着色（色指定無）し、必要な情報以外は削除してください。
- (3) 様式は自由です。【No.6「雨水流出抑制計算書」、No.7「貯留施設設計書」を除く。】
（協議申請書等の様式は、都市計画部住環境課にお問い合わせください。）
- (4) 複数の項目を同じ図面に重ねて表記しても結構です。
- (5) 面積の値が CAD による場合は、三斜図を作成する必要はありません。
- (6) 縮尺は自由です。（内容・文字等が確認しやすいよう、縮小し過ぎに注意してください。）
- (7) 内容により、追加の書類をお願いする場合があります。

No.	項目	内 容
1	自転車等駐車施設	① 配置図（台数、寸法(平置きの場合)、 種別【自転車、自動二輪車、原動機付自転車】） ② 駐輪方法（平置き、ラック式、2段ラック式等）
2	区道現況写真	① 敷地に接する区道と道路付属物等の現況が確認できるもの （敷地内部は不要） ② 区の境界杭がある場合は、杭と現況境の位置関係が確認できるもの
3	区道現況 （平面図）	① 区道現況写真撮影箇所（撮影方向、写真番号） ② L形・歩道の補強部（切下げ等）（延長）、雨・汚水ます、道路 付属物、占用物件等 ③ 区道境界確定箇所【境界と現況の差の長さを数値で明記】
4	区道計画 （平面図）	① L形・歩道の <u>新設補強部</u> （切下げ等）（延長）、雨・汚水ます、 道路付属物、占用物件等 ② 不要となる既存の歩道切下げ等の復旧範囲（延長） ③ 区道境界確定箇所【境界に合わせ直す工事範囲の延長を明記】
5	私道工事	① 道路課整備工事係から受けた構造図の中で必要なもの ② 工事範囲等の関係資料
6	雨水流出抑制計算書	【文京区ホームページからダウンロード（Excel）してください。】 （「雨水浸透・貯留施設資料」P23,24 書類作成例参照）
7	貯留施設設計書	
8	非抑制面積 【第 15 条は対象外】	雨水が浸透施設も貯留施設も通らずに敷地外へ排水される部分がある場合は、その範囲と面積を記載した平面図等 【原則として 0 とすること。「雨水浸透・貯留施設資料」P11 必読。】

9	浸透面積	<ul style="list-style-type: none"> ① 緑地、透水性舗装、砂利敷の範囲 ② 各部分の面積 ③ 種類別の合計面積計算書
10	雨水排水系統 【汚水系統不要】	<ul style="list-style-type: none"> ① 雨水の敷地外までの経路（雨樋、雨水排水管、浸透施設、貯留施設、集水ます、側溝、公設ます）と流水方向（矢印） ② 浸透トレンチの区間延長【透水管でなく、浸透ます砕石除く長さ】 ③ 緑地越水・敷地表面排水方向（矢印）と各集水ます、側溝の集水範囲
11	浸透施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸透ます、浸透トレンチ等の構造図【標準型は手引きのコピー可】 ② 標準型以外の「単位能力計算書」【文京区ホームページ(条件有)】 ③ 空隙率の資料（箱型プラスチック製品等） ④ 余掘がある場合の埋戻し材料【原則砂、構造図に明記】 ⑤ 透水性舗装、砂利敷の構造図（各層厚、材料）
12	写真撮影予定箇所 (浸透施設、私道)	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、砂利敷等）の各構造 1箇所以上【緑地不要】 ② 私道工事の各工種 1箇所以上【道路課整備工事係の指示による】
13	貯留施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 平面図（内寸、オリフィス・オーバーフロー管・ポンプ等の位置） ② 断面図 （内寸、満水位、オリフィス・オーバーフロー管の径・位置、スクリーンの位置・間隔、ポンプ（常時・非常・オリフィス外）の起動・停止位置、流入遮断弁の開・閉位置等） ③ 貯留量計算書
14	非流入面積	雨水が貯留施設に流入しない部分がある場合は、その範囲と面積【原則として0とすること。「雨水浸透・貯留施設資料」P8 必読。】
15	ポンプ資料	<ul style="list-style-type: none"> ① 全揚程曲線【放流制限量とその全揚程の値を明記】 ② アイソメ図
16	流量調節用バルブ資料	<ul style="list-style-type: none"> ① 流量特性曲線【Cv 値とその開度の値を明記】 ② 開度確認方法（その開度に対するハンドル回転数等）

※ No.9,10,12 は、「雨水浸透・貯留施設資料」P22 書類作成例を参照してください。

※ No.15,16 は、「雨水浸透・貯留施設資料」P12～14 ポンプ常時排水基準を参照してください。
【オリフィスの場合は不要】

※ ポンプ・バルブ（常時排水用）が未定の場合は、No.7 は一部未入力、No.15,16 は添付しなくて結構ですが、計画図を基に極力作成して添付してください。準備でき次第（発注前の機種変更可能時）、担当に連絡してください。

7 変更

- (1) 協議済の内容は、より良い計画へ積極的に変更してください。
- (2) 変更内容が不適切な場合もあるので、修正が可能な施工前に担当に確認してください。
- (3) 特に、貯留施設があり、排水系統等を変更する場合は、速やかに担当に連絡してください。雨水の流入面積が変わる場合は、常時排水量の再確認が必要になります。
- (4) 止むを得ない事情により、協議済の内容で施工できない場合も、速やかに担当に連絡してください。
- (5) 変更内容の分かる資料のみ、1部提出してください。
- (6) 協力書変更届が必要な場合は、様式の配付及び提出先は都市計画部住環境課ですが、提出前に内容を担当に確認してください。

8 検査

8-1 対象

- (1) 第 11 条（マニュアル第 11 条(2)）「自転車等駐車施設」
- (2) 第 12 条第 2 項「一時撤去した区の境界杭及び金属標の復元」
- (3) 第 12 条第 4、5、7 項「区道に関する工事・保全」
- (4) 第 12 条第 8 項「一時撤去した公共基準点の復元」
- (5) 第 13 条第 1 項「私道工事」
- (6) 第 13 条第 2 項「保安灯工事」
- (7) 第 14 条「雨水流出抑制施設」
- (8) 第 15 条「雨水等の敷地内処理」

※ (3) 第 12 条第 4、5、7 項「区道に関する工事・保全」、(6) 第 13 条第 2 項「保安灯の移設・撤去」については、別の手続で行います。担当に直接連絡してください。

8-2 検査資料の事前提出

- (1) 実測値による雨水流出抑制計算書・図面等(協議書添付資料)の修正【事前(検査日予約前)提出】

施工済の緑地・透水性舗装・砂利敷の面積、各構造物の寸法・延長等をあらかじめ実測し、申請時及び変更申請時に提出いただいた協議書の添付書類を、完成後の内容に修正して事前提出ください。

また、修正内容について都市計画部住環境課調整担当に説明のうえで、住環境課の指示に従って協力書変更届の提出を行ってください。

- (2) 施工写真【事前(検査日予約前)提出】

「雨水浸透・貯留施設資料（P20～21）6 浸透施設の写真撮影基準」のとおり整理し、事前提出してください。

【私道工事については、道路課整備工事係の指示に従ってください。】

8-3 予約

完了届を提出後及び「8-2 検査資料の事前提出」後に検査日を予約してください。

【完了届提出先】 都市計画部 住環境課 調整担当 TEL 03-5803-1237

【検査日予約先】 土木部 管理課 土木用地調整係 TEL 03-5803-1246

8-4 検査当日の準備

- (1) 実務者の立会
技術的内容の確認や問題があった場合の是正等に対応していただけるように、施工内容の分かる設計者・施工者が立ち会ってください。
- (2) 事前提出した実測値による雨水流出抑制計算書・図面等の修正資料【当日2部準備】
「8-2 検査資料の事前提出 (1)」で修正し、事前提出した協議書の添付書類を当日2部準備してください。
- (3) 浸透施設の場合
 - ① **ホース**
透水性舗装、浸透ます等に注水し、浸透することを確認します。
浸透トレンチの有孔管については、水が浸透しないで出てくることで、穴の位置が下に来ていることを確認します。
 - ② **ミラー及び懐中電灯**
浸透トレンチ（透水管の穴またはポーラス形状）を確認します。
 - ③ **巻尺等**
浸透トレンチの延長を確認します。
 - ④ **蓋開け器具**
浸透ますは、全箇所、蓋を開けて内部を確認します。事前に浸透ます内を清掃し、当日は、資材、車両等を移動しておいてください。なお、蓋開け用の特殊な器具が必要な場合もありますので、事前の確認をお願いします。
- (4) 貯留施設の場合
 - ① **照明**
雨水貯留槽の中での寸法確認等が行えるように照明を準備ください。
 - ② **水抜き**（雨水貯留槽内または、貯留槽までの通路）
雨水貯留槽の中に入って確認しますので、釜場以上の水は排水しておいてください。
貯留槽に入れないと判断したら、雨水貯留槽の検査は延期させていただきます。
 - ③ **酸素濃度測定器等**
送風機等により雨水貯留槽内の換気と酸素濃度等測定を行い、貯留槽の中に入れるように準備ください。
 - ④ **巻尺等**
貯留槽の内寸、オリフィスの径、オーバーフロー管・ポンプスイッチの位置等を確認します。

⑤ **図面等**

貯留槽の面積が CAD による場合は、主な内寸（最長縦横等）の竣工値を明記した図面等を作成してください。貯留槽内で実測値と照合します。

⑥ **バルブ開度調節**

事前に資料で確認した開度になっていることを、ハンドル回転数等により確認します。開度目盛付でも、目盛が粗いと、微調整ができない場合があります。

⑦ **バルブ開度を保つための対応**

後日、管理人等が不用意にバルブを全開にすることを防ぐため、引継資料とは別に、以下の対応がしてあることを確認します。

⑦-1 ハンドル回転数（「全閉から〇回転で使用」等）を指示する表示板等（水没対応）をハンドル付近に設置

⑦-2 調節位置に刻み・マジック等でマーキング

⑦-3 調節後、ハンドルを撤去又は固定

※ 「自転車等駐車施設」がある場合は、駐車施設であることを明示する白線、掲示板等が設置されていないと再検査になりますので、注意してください。

8-5 雨天の場合

雨水貯留槽がある場合は、雨水が流入して中に入れないので、延期します。

浸透施設等は、雨天でも確認可能ですが、できる限り延期をお願いします。